

C O N T E N T S  
師 走

12

December.2019  
No.544

◎もくじ

- 3……台風15号などに伴う被災者支援制度
- 6……町からのお知らせ
  - 学童クラブ入所・3歳児健康診査・Jアラート・国保
  - 家屋調査・減塩講演会・入札結果
  - 芝中部活動入賞・空手入賞・交流イベント・交通安全表彰
  - 浄化槽・平成30年度決算（山武郡市環境衛生組合）
  - 年末年始の業務日程
  - 被災住宅に対する支援制度
- 12……風を感じて（117）
- 13……教室の窓からこんにちは（156）
- 14……文化祭
- 15……SHIBAYAMA TOWN Special Days 2019 #6・7
- 16……芝小運動会・芝中体育祭
- 18……しばやま FOCUS
- 20……くらしの広場
- 24……しばやまスター名鑑 #2

歳時記

- 12月 7日(土) オーケストラで歌う  
青春ポップスコンサート
- 10日(火)～13日(金)  
第4回芝山町議会定例会
- 14日(土) 芝山町クリスマス音楽会  
(芝山文化センター)  
NAAクリスマス・フェスティバル  
(成田空港中央広場)
- 令和2年  
1月 1日(祝) 午前0時  
仁王尊カウントダウン花火  
(芝山仁王尊表参道前)

12月の納期

国民健康保険税	6期
固定資産税	4期
後期高齢者医療保険料	6期

※1月6日(月)までに納付しましょう

**納税は便利な口座振替で!**

口座振替の方は、残高の確認をお願いします

芝山町議会議員  
一般選挙が行われます

☎ 芝山町選挙管理委員会 ☎ 77-3901

任期満了に伴う芝山町議会議員一般選挙が、  
令和2年2月9日(日)に行われます。

皆さま一人一人の票が大切な一票となります  
ので、必ず投票しましょう。

■投票日当日

日時 令和2年2月9日(日)  
午前7時～午後8時

選挙すべき議員定数 12人

投票所 各投票所

■選挙期日告示日

令和2年2月4日(火)

■期日前投票

投票期間 令和2年2月5日(水)～8日(土)  
午前8時30分～午後8時

投票所 役場南庁舎ロビー

■立候補予定者説明会

日時 令和元年12月18日(水)  
午後2時～

会場 役場南庁舎1階研修室

■立候補届出書類事前審査

日時 令和2年1月24日(金)  
午前9時～

会場 役場南庁舎1階研修室

大切な一票  
だっこ～!



# 令和元年台風15号などに伴う被災者支援制度について

※受け付け・お問い合わせは、平日の午前8時30分～午後5時15分までとなります。

※支援内容および適用条件は、今後追加・変更となる可能性があります。

※以下の表中の「り災証明書」の項目において、

「○」は、支援を受けるためにり災証明書が必要となります。

「-」は、支援を受けられません。

「注」は、備考に記載のとおり。

(令和元年11月1日現在)

## ●経済・生活面への支援①

制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書				問合せ先 (担当課など)	備考
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		
児童扶養手当・特別児童扶養手当の特例措置	被災した児童扶養手当(特別児童扶養手当)受給資格者で、自己または所得税法上の控除対象配偶者および扶養親族の所有住宅や家財などの財産について、その価値のおおむね1/2(保険などで補填される分を除く)以上の損害を受けられた方に対して、所得制限の特例措置を受けられる場合があります。	児童扶養手当(特別児童扶養手当)の支給額が全部支給の方は対象外	/				福祉保健課 子育て支援係 福祉係 ☎77-3914	・被災状況が分かるもの(り災証明書など)が必要です。 ・被災した年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要となります。
母子父子寡婦福祉資金制度の緩和等	被災した母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者および現在据置期間中または償還期間中の方に対して、母子父子寡婦福祉資金の支払猶予や貸付申請要件の緩和などの措置について申請することができます。	承認についてはり災証明書などの必要書類の提出と併せ、一定の審査があります。	/				福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914	被災状況が分かるもの(り災証明書など)が必要です。
介護保険料の徴収猶予・減免	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、一定期間、介護保険料の徴収猶予・減免を受けられる場合があります。	災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けられた場合	○	○	○	-	福祉保健課 介護保険係 ☎77-3925	
災害弔慰金・災害障害見舞金	お亡くなりになられた方のご遺族に対して「災害弔慰金」が、精神または身体に重度の障害を受けた方に対して「災害障害見舞金」が支給されます。 【災害弔慰金】生計維持者500万円、その他の方250万円 【災害障害見舞金】生計維持者250万円、その他の方125万円		/				福祉保健課 福祉係 ☎77-3914	
千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金	お亡くなりになられた方のご遺族や重傷を受けた方に対して、県独自の基準により支給されます。 【災害により死亡した方のご遺族】10万円 【災害により行方不明になった方のご家族】10万円 【重傷を負った方】3万円 【住家が全壊・全焼・流失した方】10万円		/				福祉保健課 福祉係 ☎77-3914	
災害援護資金の貸付	世帯主が1カ月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。貸付限度額は最大350万円です。		/				福祉保健課 福祉係 ☎77-3914	・所得制限があります。 ・償還期間は据置期間(3年)を含め10年です。
障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	障害福祉サービス、補装具費、日常生活用具、更生医療、育成医療のサービスを利用されている方の負担金を減免します。	災害により障害福祉サービスなどに係る利用料の支払いが困難な方が対象 ※り災証明書の提出が必要となります。	○	○	○	-	福祉保健課 福祉係 ☎77-3914	
国民健康保険税の減免	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により、損害状況に応じて減免を受けられる場合があります。	前年の総所得金額等が500万円以下のときで、下記のいずれかの場合 ・風水害またはこれらに類する災害により納税義務者などの居住する家屋および家財に甚大な損害を受けたとき ・収入が著しく減少し、担税力を著しく喪失しているとき	○	○	○	-	町民税務課 課税係 ☎77-3915	